

平成29年5月臨時会会議録

平成29年5月19日 金曜日 午前10時00分開会
議長 小野 周一 副議長 小 関 淳

出席議員(18名)

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	下山准一	議員	6番	小野周一	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	高橋富美子	議員	12番	佐藤卓也	議員
13番	山科正仁	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員(0名)

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	齋藤彰淑	総合政策課長	関宏之
財政課長	板垣秀男	税務課長	松坂聡士
市民課長	高山学	成人福祉課長 兼福祉事務所長	加藤美喜子
子育て推進課長 兼福祉事務所長	滝口英憲	環境課長	小松孝
健康課長	田宮真人	農林課長	小野茂雄
商工観光課長	渡辺安志	都市整備課長	土田政治
上下水道課長	奥山茂樹	会計管理者長 兼会計課長	伊藤洋一
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	荒川正一
学校教育課長	齊藤民義	社会教育課長	荒澤精也
監査委員	大場隆司	監査委員 局長	平向真也

選挙管理委員会会長 矢 作 勝 彦

選挙管理委員会会長 亀 井 博 人

農業委員会会長 三 浦 重 実

事務局出席者職氏名

局 長	井 上 章	総 務 主 査	三 原 恵
主 査	沼 澤 和 也	主 事	小田桐 まなみ

議 事 日 程

平成29年5月19日 金曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議席の一部変更について
- 日程第 4 議長辞職の件
- 日程第 5 議長の選挙
- 日程第 6 副議長辞職の件
- 日程第 7 副議長の選挙
- 日程第 8 常任委員の選任
- 日程第 9 議会運営委員の選任
- 日程第10 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 日程第11 報告第2号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 日程第12 報告第3号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第13 報告第4号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第14 報告第5号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第15 議案第29号新庄市固定資産評価員の選任について
- 日程第16 議案第30号平成29年度新庄市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第31号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

清水清秋議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

それでは、これより平成29年5月新庄市議会臨時会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

清水清秋議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において小関 淳君、石川正志君の両名を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

清水清秋議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 森 儀一君。

(森 儀一 議会運営委員長登壇)

森 儀一 議会運営委員長 おはようございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

去る5月10日午前10時から議員協議会室において議会運営委員5名出席のもと、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席

を求め議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成29年5月臨時会の運営について協議をいたしたところであります。

初めに、執行部から提出された議案等について説明を受け、協議を行った結果、会期につきましては、このたび提出案件は報告4件、議案3件のほか、議席の一部変更と議会の役職選任に関する事項でありますので、本日5月19日、1日と決しました。

案件の取り扱いにつきましては、臨時会でありますので委員会への付託を省略して、直ちに本日の本会議において審議をお願いいたします。

また、本会議における議事の日程については、議案等の審議に先立ち議席の一部変更と常任委員及び議会運営委員の選任を行っていただくことにいたしました。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

清水清秋議長 お諮りいたします。

今期臨時会の会期はただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日5月19日、1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日5月19日、1日と決定いたしました。

日程第3 議席の一部変更

清水清秋議長 日程第3 議席の一部変更についてを議題といたします。

会派所属議員の異動届の提出がありましたので、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更したいと思います。

変更議席番号及び氏名を事務局長より朗読させます。

井上 章議会事務局長 議長、井上 章。

清水清秋議長 議会事務局長井上 章君。

井上 章議会事務局長 議席番号5番山科正仁議員は13番に、議席番号6番佐藤卓也議員は12番に、議席番号11番小野周一議員は6番に、議席番号12番高橋富美子議員は11番に、議席番号13番下山議員は5番にお願いいたします。

以上でございます。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま事務局長が朗読したとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 異議なしと認めます。よって、ただいま事務局長が朗読しましたとおり、議席の一部を変更することに決しました。

それでは、議席を変更することになりましたので、議員の方は新しい議席にお移り願います。ここで暫時休憩いたします。

午前10時07分 休憩

午前10時11分 開議

石川正志副議長 休憩を解いて再開いたします。

なお、地方自治法第106条1項の規定により、これより私が議長の職務を行います。どうぞよろしくをお願いいたします。

日 程 の 追 加

石川正志副議長 それでは、追加案件が出ていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長森 儀一君。

(森 儀一議会運営委員長登壇)

森 儀一議会運営委員長 それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

午前10時10分から議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと本委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議したところであります。

協議の結果、清水清秋君より副議長宛てに議長の辞職願が出されておりますので、議長の辞職の件を本日の議事日程に追加していただくようにいたしました。

なお、議長辞職の件は本日の本会議における議事日程の第2会期決定に続く日程とし、常任委員の選任以降の日程については順次繰り下げすることにいたしましたので、御了承お願い申し上げます。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。議会運営委員会における協議の結果について報告いたします。

石川正志副議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、議長辞職の件を本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

石川正志副議長 御異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加することに決しました。

ただいま本日の議事日程に追加し、議題とすることに決しました議長辞職の件につきましては、あらかじめ議事日程として配付する余裕がありませんでしたので、会議規則第20条ただし書きの規定に基づき、報告をもって議事日程の配付にかえさせていただきます。

それでは、報告いたします。

ただいま日程に追加することに決まりました議長辞職の件に関しましては、配付しております本日の議事日程第3議席の一部変更について続く日程第4にいたします。

なお、このことにより、常任委員の選任以降の日程については順次繰り下げることになりますので、御了承願います。

日程第4 議長辞職の件

石川正志副議長 日程第4 議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、清水清秋君の退席を求めます。

(清水清秋議長退席)

石川正志副議長 それでは、事務局長に議長の辞職願を朗読させます。

井上 章議会事務局長 辞職願。

今般、市議会申し合わせにより議長の職を辞することについて許可されるようお願いいたします。

平成29年5月19日。

新庄市議会副議長石川正志殿。

新庄市大字本合海373-14 清水清秋。

石川正志副議長 お諮りいたします。

清水清秋君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

石川正志副議長 御異議なしと認めます。よって、清水清秋君の議長の辞職を許可することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時17分 開議

石川正志副議長 休憩を解いて再開いたします。

日程の追加

石川正志副議長 お諮りいたします。

ここで、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

石川正志副議長 御異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加することに決しました。

ただいま本日の議事日程に追加し、議題とすることに決しました議長の選挙につきましては、あらかじめ議事日程として配付する余裕がありませんでしたので、会議規則第20条ただし書きの規定に基づき、報告をもって議事日程の配付にかえさせていただきます。

それでは、報告いたします。

ただいま日程に追加することに決まりました議長の選挙につきましては、先ほど本日の議事日程第4として追加しました議長辞職の件に続く日程第5にいたします。

なお、このことにより、常任委員の選任以降の日程については順次繰り下げることとなりますので、御了承願います。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時19分 開議

石川正志副議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第5 議長の選挙

石川正志副議長 日程第5 議長の選挙を行います。選挙は、投票により行います。

なお、投票の記載は、記載所で行っていただきたいと思います。

ここで議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

石川正志副議長 ただいまの出席議員は18名であ

ります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

石川正志副議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

石川正志副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

石川正志副議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を1人記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

(氏名点呼)

(各員投票)

石川正志副議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

石川正志副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

石川正志副議長 これより開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に佐藤卓也君、今田浩徳君、奥山省三君を指名いたします。よって、3名の方の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

石川正志副議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 18票

無効投票はありません。

有効投票中

小野周一君 9票

新田道尋君 9票

であります。

小野周一君と新田道尋君の投票数は、いずれも法定得票数を超えておりますが、両君の得票数は9票で同数であります。よって、地方自治法第118条第1項の規定において準用する公職選挙法第95条第2項の規定により、くじによって当選人を決定することにいたします。

くじは、被選挙人が議場におられますので、被選挙人にお引き願うことにいたします。

くじの手續について申し上げます。

抽せん棒は5本あり、1から5までの数字が記載されております。まず、第1回目のくじは第2回目の本くじを引く順序を決めるためのものです。引く順序は年齢順といたします。第1回目のくじにおいて、抽せん棒の数字の若い番号を引いた方から第2回目の本くじを引いていただきます。第2回目の本くじにおいては、引いた抽せん棒の数字の若いほうを当選人に決定いたします。

なお、1回目は青くじ、2回目は赤くじを使用します。

以上、御了承願います。

小野周一君と新田道尋君の2人に登壇をお願いします。

立会人に、佐藤卓也君、今田浩徳君、奥山省三君の3名をお願いいたします。

初めに、使用するくじの確認をお願いいたします。

(くじの確認)

石川正志副議長 まず、本くじを引く順番を決めるくじを行います。年齢順より初めに新田道尋君からくじを引いてください。

(くじを引く)

石川正志副議長 次に小野周一君の順番でお願いします。

(くじを引く)

石川正志副議長 本くじを引く順序が決定しましたので報告いたします。最初に新田道尋君、次に小野周一君の順でくじを引いていただきます。

(くじを引く)

石川正志副議長 くじの結果を報告いたします。

小野周一君が当選のくじを引かれました。よって、小野周一君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました小野周一君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

当選されました小野周一君に御挨拶をお願いいたします。

(小野周一議長登壇)

小野周一議長 おはようございます。

ただいま伝統ある新庄市議会の議長に選任されました小野でございます。

きのうの所信表明の中でも私は言いましたけれども、議会を運営するに当たり、まずは少数意見を尊重しながら、そして私自身公平無私の態度で向かってまいりたいと思います。

甚だ浅学非才の身ではございますけれども、この新庄市発展のために議員各位の協力のもと、この2年間進めてまいりたいと思いますこと、何とぞ議員各位の御協力のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

石川正志副議長 以上で、副議長の役目は終わりましたので、議長と交代いたしますが、当選された小野周一君、議長就任おめでとうございます。ただいまから議長席にお着きいただきます。

皆様の御協力まことにありがとうございました。

(議長小野周一君議長席に着く)

石川正志副議長 暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時42分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

日 程 の 追 加

小野周一議長 追加案件が出ておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長森 儀一君。

(森 儀一議会運営委員長登壇)

森 儀一議会運営委員長 それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

午前10時40分から議員協議会室において議会運営委員6名の出席のもと本委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議したところであります。

協議の結果、石川正志君より議長宛てに副議長辞職願が出されておりますので、副議長辞職の件を本日の議事日程に追加していただくことにいたしました。

なお、副議長辞職の件は本日の本会議における議事日程第4議長選挙に続く日程とし、常任委員の選任以降の日程については順次繰り下げることにいたしましたので、御了承お願いいたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。協議の結果について報告いたします。

小野周一議長 お諮りします。

ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、副議長辞職の件を本日の議事日程に追加することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加することに決しました。

ただいま本日の日程に追加し、議題とすることに決しました副議長辞職の件につきましては、あらかじめ議事日程として配付する余裕がありませんでしたので、会議規則第20条ただし書き

の規定に基づき報告をもって議事日程の配付にかえさせていただきます。

それでは、報告いたします。

ただいま日程に追加することに決まりました副議長辞職の件につきましては、先ほど本日の議事日程第5として追加いたしました議長の選挙に続く日程第6にいたします。

なお、このことにより、常任委員の選任以降の日程については順次繰り下げることとなりますので、御了承をお願いしたいと思います。

日程第6副議長辞職の件

小野周一議長 日程第6副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、石川正志君の退席を求めます。

(石川正志副議長退席)

小野周一議長 それでは、事務局長に副議長の辞職願を朗読させます。

井上 章議会事務局長 辞職願。

今般、市議会申し合わせにより副議長の職を辞することについて許可されるようお願いいたします。

平成29年5月19日。

新庄市議会議長小野周一殿。

新庄市大字萩野字塩野285 石川正志。

小野周一議長 それでは、お諮りいたします。

石川正志君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、石川正志君の副議長の辞職を許可することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時48分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

日程の追加

小野周一議長 お諮りいたします。

ここで副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加することに決しました。

ただいま本日の議事日程に追加し、議題とすることに決しました副議長の選挙につきましては、あらかじめ議事日程として配付する余裕がありませんでしたので、会議規則第20条ただし書きの規定に基づき、報告をもって議事日程の配付にかえさせていただきます。

それでは、報告いたします。

ただいま日程に追加することに決まりました副議長の選挙につきましては、先ほど本日の議事日程第6として追加しました副議長辞職の件に続く日程第7にいたします。

なお、このことにより、常任委員の選任以降の日程については順次繰り下げることとなりますので、御了承をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時50分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第7副議長の選挙

小野周一議長 日程第7副議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

なお、投票の記載は、投票所で行っていただきます。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

小野周一議長 ただいまの出席議員は18名であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

小野周一議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

小野周一議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を1人記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

事務局長に点呼を命じます。

(氏名点呼)

(各員投票)

小野周一議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

小野周一議長 これより開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に佐藤卓也君、今田浩徳君、奥山省三君を指名いたします。よって、3名の方の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

小野周一議長 選挙結果を報告いたします。

投票総数 18票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 18票

無効投票はありません。

有効投票中

小 関 淳 君 11票

佐 藤 義 一 君 7票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、小関 淳君が副議長に当選されました。

当選されました小関 淳君が議長におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定によって告知いたします。

当選されました小関 淳君に御挨拶をお願い申し上げます。

(小関 淳副議長登壇)

小関 淳副議長 ただいま当選させていただきました小関でございます。ありがとうございます。

全ては市民の福祉向上のために頑張りたいと思います。

そして、議長をサポートしながら、議会としての権能をきわめてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

小野周一議長 当選されました小関 淳君、副議長就任まことにめでとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時13分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第8 常任委員の選任

小野周一議長 日程第8 常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第8項の規定により、議長より指名いたします。

総務文教常任委員会に、

星 川 豊 君
小 関 淳 君
下 山 准 一 君
小 野 周 一
奥 山 省 三 君
山 科 正 仁 君
新 田 道 尋 君
森 儀 一 君
小 嶋 富 弥 君

の9名を指名いたします。

産業厚生常任委員会に、

佐 藤 悦 子 君
叶 内 恵 子 君
今 田 浩 徳 君
清 水 清 秋 君
遠 藤 敏 信 君
高 橋 富美子 君
佐 藤 卓 也 君
石 川 正 志 君
佐 藤 義 一 君

の9名を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

なお、ただいま選任されました常任委員の任

期はあす5月20日からとなりますので、御了承願います。

また、本市議会では議長の職にある者は常任委員を辞任することを申し合わせておりますので、小職は常任委員を辞任したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議長の常任委員の辞任は許可されました。

それでは、これより各常任委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時31分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

正副委員長互選結果の報告

小野周一議長 それでは、各常任委員会の正副委員長の互選の結果が議長の手元に参っておりますので、報告いたします。

総務文教常任委員会

委員長 奥 山 省 三 君

副委員長 山 科 正 仁 君

産業厚生常任委員会

委員長 佐 藤 卓 也 君

副委員長 石 川 正 志 君

以上であります。

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時34分 休憩

午前11時36分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第9 議会運営委員の選任

小野周一議長 日程第9 議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名いたします。

それでは、議会運営委員に、

佐藤 義一 君
佐藤 卓也 君
遠藤 敏信 君
森 儀一 君
奥山 省三 君
石川 正志 君

の6名を決定いたします。

以上、6名の諸君を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決しました。

なお、ただいま選任されました議会運営委員の任期はあす5月20日からとなりますので、御了承をお願いします。

それでは、これより議会運営委員会の正副委員長長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午前11時50分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

正副委員長互選結果の報告

小野周一議長 正副委員長長の互選の結果が議長の手元に参っておりますので、御報告いたします。

議会運営委員会

委員長 佐藤 義一 君

副委員長 遠藤 敏信 君

以上であります。

これより1時まで休憩します。

午前11時51分 休憩

午後1時00分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。暫時休憩します。

午後1時01分 休憩

午後1時04分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

日程の追加

小野周一議長 ここで追加案件が出ておりますので、議会運営委員長長の報告を求めます。

議会運営委員長 森 儀一 君。

(森 儀一 議会運営委員長登壇)

森 儀一 議会運営委員長 議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

午後1時2分から議員協議会室において議会運営委員4名出席のもと本委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をしたところであります。

協議の結果、本市議会選出の最上広域市町村圏事務組合議会議員の方々から、同事務組合議会議長宛てに辞職願が提出され許可されました

ので、最上広域事務組合議会議員の選挙を本日の議事日程に追加していただくことにいたしました。

なお、最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙の件は、本日の本会議における議事日程第8議会運営委員会の選任に続く日程とし、報告第2号損害賠償の額の決定についての専決処分

の報告について以降の日程については、順次繰り下げることいたしましたので、御了承くださいようお願いいたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、議会運営委員会における協議結果についての報告といたします。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を日程に追加することを決しました。

ただいま本日の議事日程に追加し、議題とすることに決しました最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙につきましては、あらかじめ議事日程として配付する余裕がありませんでしたので、会議規則第20条ただし書きの規定に基づき報告をもって議事日程の配付にかえさせていただきます。

それでは、報告いたします。

ただいま日程に追加することに決まりました最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙につきましては、先ほどの議会運営委員の選任に続く日程第10にいたします。

なお、このことにより、報告第2号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について以降の日程については、順次繰り下げることになりますので、御了承をお願いします。

日程第10 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

小野周一議長 日程第10最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議がありますので、選挙は投票によって行います。

なお、投票の記載は、記載所で行っていただきたいと思えます。

ここで議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

小野周一議長 ただいまの出席議員は18名であります。

投票用紙を配付します。

暫時休憩します。

午後1時10分 休憩

午後1時23分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

(投票用紙配付)

小野周一議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

小野周一議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の

上、点呼に応じて順次投票を願います。

事務局長に点呼を命じます。

(氏名点呼)

(各員投票)

小野周一議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

小野周一議長 これより開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に佐藤卓也君、今田浩徳君、奥山省三君を指名いたします。よって、3名の方の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

小野周一議長 結果を報告いたします。

投票総数 18票

これは先ほどの出席議員に符合しております。

そのうち有効投票 18票

無効投票はありません。

有効投票中

星 川 豊 君 6票

今 田 浩 徳 君 5票

石 川 正 志 君 5票

小 関 淳 君 2票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2名であります。よって、星川 豊君、今田浩徳君、石川正志君が最上広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

暫時休憩いたします。

午後1時40分 休憩

午後1時41分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

ただいま当選されました諸君が議場におられ

ますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。よろしく願います。

なお、議長は同事務組合規約により議員になりますので、御了承をお願いいたします。

日程第11報告第2号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

小野周一議長 日程第11報告第2号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 報告の前に、これまでお世話になりました清水議長、また副議長の石川副議長さん、本当に課題の多い中で東奔西走していただきまして、議会改革含めさらなる地域の発展に御尽力いただいたこと、心から感謝申し上げたいと思います。

また、新たになられました小野議長さん、小関副議長さんにおかれましても今後とも市勢発展のために御尽力、また御協力を賜ればありがたいと思います。どうぞよろしく願います。

それでは、報告第2号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

2件の物損事故について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、本年3月31日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

初めに、処分第1号でございますが、本年1月18日午前11時40分ごろ、市道北本町南本町線

において道路案内標識に着雪していた雪の塊が信号停車中の車両に落下し、車両天井部を破損させたものであります。本年3月31日に示談が成立し、損害賠償の額は49万8,960円であります。

次に、処分第2号でございますが、本年1月16日午後6時20分ごろ、新庄市立八向中学校敷地内駐車場に駐車していた車両に、敷地内の樹木から落雪し当該車両が損傷したものです。本年3月31日に示談が成立し、損害賠償の額は19万9,314円であります。

今後、道路案内標識や樹木等からの落雪について安全に十分留意し事故防止に努めてまいります。

以上、報告とさせていただきます。

小野周一議長 ただいま説明のありました報告第2号については、地方自治法第180条第2項の規定により、議会の委任による専決処分の報告でありますので御了承をお願いしたいと思います。

日程第12報告第3号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

小野周一議長 日程第12報告第3号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 報告第3号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日か

ら施行されることに伴い、新庄市市税条例の改正について3月31日に専決処分を行いましたので、これを報告し、議会の承認をお願いするものであります。

主な改正の内容でございますが、個人市民税に関しましては、特定配当など及び特定株式譲渡金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案し、市長が課税方式を決定できることを明確化するなど、法律改正に合わせた改正を行うものであります。

固定資産税及び都市計画税に関しましては、保育事業などに関する固定資産税に係る課税標準特例措置について定め、軽自動車税に関しましてはグリーン化特例の適用期限の2年延長及び適用要件の見直し、不正認定による軽減税率適用車両に係る不足額の賦課徴収特例制度について定めるものであります。

ほかに、地方税法の改正に伴う条文の整備等もあわせて行うものであります。

ただいま御説明申し上げた件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

小野周一議長 ただいま説明されました報告第3号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2番(叶内恵子議員) 所得割の課税標準の税制の改正のところに質問させていただきます。

上場株式の配当について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することが可能になった、可能であるということが今回の税制改正で明確化されたわけですが、こちらの所得税と住民税で異なる課税方式の選択を、現行法から適用することができていたと、今回の確定申告の際もできていたと思うのですが、今回こちらの制度をどのように市民の方に情報公開をしたかということと、今回制度を選択した方があったかど

うかをお伺いしたいと思います。

松坂聡士税務課長 議長、松坂聡士。

小野周一議長 税務課長松坂聡士君。

松坂聡士税務課長 今回の改正につきましては、所得税と異なる課税方式、個人住民税を課税することができるということで明確化したということでございます。そのため、法律の改正に合わせて条例の改正ということでございます。

ただし、課税方式につきましては、選択することができますので、その辺、選択する明記が必要になってくるということでございます。

対象者につきましてですけれども、1件と聞いております。

以上でございます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 済みません、最後のところが聞き取れなかったものですから、もう一度お願いしてよろしいでしょうか。

松坂聡士税務課長 議長、松坂聡士。

小野周一議長 税務課長松坂聡士君。

松坂聡士税務課長 一番最後の部分ですけれども、1件が対象になったということでございます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 済みません、もう1点お伺いしたいところがありまして、こちらが第49条の2、保育の受け皿の整備等を促進するための税別上の所要の配置というところで、今回これが新たに導入されたのが地方決定型地方税特例ということで、固定資産税と都市計画税の算出の基礎となる課税標準を市条例で定める割合を乗じた額、割合を決定することができるようになったと理解しているんですが、こちら2分の1とそれぞれ条例の中で決定されていますが、2分の1とした根拠を伺ってよろしいでしょうか。

松坂聡士税務課長 議長、松坂聡士。

小野周一議長 税務課長松坂聡士君。

松坂聡士税務課長 現行法によりますと、法律で課税標準の額の2分の1という形で明記されております。法律の改正の趣旨というのはいわゆるわがまち特例ということで、保育の受け皿を整備促進するためという趣旨でございます。そのために、国では基準そのものについて3分の1から3分の2以下の範囲においてということで明記されております。そのため、今までどおり2分の1ということでございます。

これにつきましては、先ほど申しました特例の受け皿整備ということでございます。このために、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業というものがございます。これについてはやはり地方と都市部では対応が違いますので、これについては新庄市では2分の1に定めたということでございます。ちなみに、県内13市全て2分の1でございます。

小野周一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

報告第3号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、報告第3号は、これを承認することに決しまし

た。

日程第13報告第4号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

小野周一議長 日程第13報告第4号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 報告第4号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、新庄市国民健康保険税条例の改正について、3月31日に専決処分を行いましたので、これを報告し、議会の承認をお願いするものであります。

改正の内容については、保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の算出方法の変更に伴い、軽減判定所得の引き上げを行うものであります。具体的には、5割軽減の判定所得のうち、被保険者に対する加算額を「26万5,000円」から「27万円」に、2割軽減の加算額を「48万円」から「49万円」に引き上げるものであります。

ただいま御説明申し上げました件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

小野周一議長 ただいま説明のありました報告第4号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 国民健康保険税の軽減の対象が広がるということで、少しよかったような内容の気がします。

新庄市では何世帯該当で1世帯どのくらい下がるというのがわかればお願いします。

松坂聡士税務課長 議長、松坂聡士。

小野周一議長 税務課長松坂聡士君。

松坂聡士税務課長 この改正による影響ということで御質問だと思います。

平成29年度予算ベースではありますけれども、5割軽減の家庭が大体17世帯でございます。2割軽減の家庭が14世帯、合わせて31世帯が対象にふえるということでございます。金額的には全体で120万円ほどなっていて、割り返しますと4万円ほどという形でございます。

なお、全体の加入者につきましてはやはり人口減少等、現在減少する傾向になってございます。

以上でございます。

小野周一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

報告第4号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、報告第4号は、これを承認することに決しました。

日程第14報告第5号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

小野周一議長 日程第14報告第5号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 報告第5号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明申し上げます。

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、所要の条文整備の必要が生じたため、当該特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の改正について、3月31日に専決処分を行いましたのでこれを報告し、議会の承認をお願いするものであります。

主な改正の内容についてであります。市町村住民税非課税世帯に係る第2子の利用者負担額について、従来半額から無償化するとともに、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等に係る第1子目の利用者負担額について、市町村住民税非課税世帯と同額とすることなどを定めております。

なお、年収約360万円以上の世帯については従前と変更がないことを申し添えます。

ただいま御説明申し上げました件につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

小野周一議長 ただいま説明のありました報告第5号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1番(佐藤悦子議員) ちょっと読みづらくてわからないんですけども、保育料が安くなる方がふえるようだということがわかりました。何世帯ぐらい該当しそうなのかお願いします。

滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、滝口英憲。

小野周一議長 子育て推進課長兼福祉事務所長滝口英憲君。

滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

今回の軽減策の拡充につきましては、ただいま市長からも説明があったとおりですが、まず一つは住民税非課税世帯の第2子の無料化が実施されます。この対象となる方はお子さんの数で調べてみますけれども、8人でございます。また、ひとり親世帯の軽減措置の拡充ということがありますけれども、こちらはお子さんの数で37人ということになっております。またさらに、その他の世帯軽減措置の拡充ということで私立幼稚園に通っているお子さんの世帯の分ということがあるんですけども、こちらがお二人ということで、合計しますと47人ということでございます。よろしく申し上げます。

小野周一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。
討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

報告第5号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、報告第5号についてはこれを承認することに決しました。

ただいまより10分間休憩いたします。

午後2時03分 休憩

午後2時12分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第15議案第29号新庄市固定資産評価員の選任について

小野周一議長 日程第15議案第29号新庄市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第29号新庄市固定資産評価員の選任について御説明申し上げます。

固定資産評価員は、固定資産を適正に評価し、かつ市長が行う価格の決定を補助するという職務の性格上、本市におきましては、市の税務課長の職にある者が最も適任であるとし選任してきたところであります。

本案は本年4月1日をもって税務課長に任命いたしました松坂聡士君を新たに固定資産評価員に選任するため、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

何とぞよろしく申し上げます。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第29号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第29号につきましては委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

議案第29号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第29号は直ちに採決することに決しました。
これより採決いたします。

議案第29号新庄市固定資産評価員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第29号については、これに同意することに決しました。

議案2件一括上程

小野周一議長 日程第16議案第30号平成29年度新庄市一般会計補正予算（第1号）から日程第17議案第31号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の2件については、会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第30号平成29年度新庄市一般会計補正予算（第1号）から議案第31号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の2件については一括議題とすることに決しました。提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 議案第30号及び議案第31号の平成29年度新庄市一般会計及び特別会計の補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第30号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ4,304万7,000円を追加し、補正後の予算総額を158億604万7,000円とするものであります。

補正内容については、国の地方創生推進交付金及び東北観光復興対策交付金の内示を受け補正するものであります。

5ページの歳入では、14款国庫支出金に地方創生推進交付金及び東北観光復興対策交付金を計上しており、19款にはこのたびの補正に充てる一般財源として前年度繰越金を計上しております。

6ページ歳出では、2款から7款にわたり地方創生推進交付金事業を活用した昨年度からの継続事業を計上しており、7款3目観光費では、新規事業として東北観光復興対策交付金を活用したエコロジーガーデンにおけるゲストハウス整備に係る経費を計上しております。

続きまして、9ページの議案第31号公共下水道事業特別会計補正予算では、下水道処理場築更新委託に係る債務負担行為の補正を行うものであります。

私からの説明は以上であります。詳細については財政課長から説明させますので、御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

板垣秀男財政課長 議長、板垣秀男。

小野周一議長 財政課長板垣秀男君。

板垣秀男財政課長 それでは、私から議案第30号と31号について御説明申し上げます。

今回、議案第30号一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正につきましては国の地方創生推進交付金及び東北観光復興対策交付金の内示に伴いまして、その早期の事業化を図るための御提案でございます。

1ページをお開きください。

一般会計補正予算でございます。補正予算の歳入歳出それぞれ4,304万7,000円を追加しまして、補正後の総額につきましては158億604万7,000円となります。

各款各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正をごらんいただきたいと思います。

5ページからの歳入について御説明申し上げます。

14款2項1目総務費国庫補助金でございますが、こちらに地方創生推進交付金1,744万8,000円を計上してございます。これは昨年度からの継続事業について内示があったものでございまして、このほかに変更申請に係る事業がまだございます。今後内示がございましたら、さらに追加補正をお願いしたいと考えてございます。

また、7目商工費国庫補助金でございますが、こちらには東北観光復興対策交付金944万円を計上してございます。あわせて、19款にはこのたびの補正に充てます一般財源といたしまして前年度繰越金1,615万9,000円を計上してござい

ます。

続きまして、6ページからの歳出について御説明させていただきます。

まず2款総務費でございますが、こちらには広報事業費としまして資料写真デジタル化等業務委託料230万円を計上してございます。また、6款農林水産業費でございますが、こちらには事業の推進を図るということで新庄そばまつり実行委員会負担金404万5,000円、あわせまして6次産業化推進協議会負担金450万2,000円を増額補正してございます。

次の7款商工費でございますが、昨年度に引き続きまして地域ブランディングのための情報発信事業委託料といたしまして1,500万円、またこれは新たな事業でございますが、外国人観光客案内体制整備事業委託料といたしまして190万円、東北プロモーション出展事業委託料500万円を計上してございます。

また、さらにインバウンド誘致キャンペーン実行委員会の負担金といたしまして350万円、こちらは増額補正となっておりますが、外国人誘客に關します情報発信、旅行商品造成、観光案内体制の整備強化のところを目指して予算化をしたものでございます。

次に、エコロジーガーデン推進事業費でございますが、現在遊休施設としてございます旧宿舎を改修いたしまして、新たに簡易宿所として、ゲストハウスでございますが、活用するためにその整備に関する経費として680万円計上してございます。

ただいま御説明したうちの東北プロモーション出展事業委託料、エコロジーガーデン推進事業費につきましては、東北観光復興対策交付金に係る事業でございます。

それ以外の事業につきましては、地方創生推進交付金の対象事業ということになります。

以上で、一般会計を終わります。特別会計に移らせていただきます。

9ページをごらんください。

議案第31号公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)でございます。こちらにつきましては、下水道事業の円滑な推進を図るために、次の10ページになりますが、下水道の処理場の改築工事、その委託に係る費用の債務負担行為を補正として組ませていただいたところでございます。

以上で、一般会計及び特別会計の補正予算案の説明を終わります。御審議いただき御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

小野周一議長 初めに、ただいま説明のありました議案第30号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

17番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番(小嶋富弥議員) 若干伺います。

6ページ、商工観光費の東北プロモーション出展事業委託料はどういうものなのか具体的にお聞きいたします。

もう1点、エコロジーガーデン推進事業費の680万円のゲストハウスの件でございますけれども、どのような内容のゲストハウスかお尋ねいたします。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 ただいま御質問いただきました。

まず、東北プロモーション出展事業ですが、財政課長からも説明がありましたけれども、こちらは東北観光復興対策交付金事業で行うものでございまして、その中でプロモーション強化事業は各地域まとまってぜひしてほしいという形がありまして、今回は台湾で開催されます東北プロモーションへ、新庄市を初め最上8市町村に呼びかけて参加をし、最上地域全体の観光PRにつなげていこうと考えております。

こちらは、プロモーションのほかにもその他の

旅行会社等への訪問等売り込みもやっていきたいという内容で、プロモーション活動を地域連携してやっていきたいと考えております。

もう1点、エコロジーガーデンでございますけれども、こちらのゲストハウスの整備ということで、こちらはやはり東北観光復興対策交付金を活用させていただいておりますので、インバウンド目線を意識して申請しております。ただいま大変人気のある kitokito マルシェ等大変話題になっているところでございますけれども、地域の情報誌にも英語、台湾語などで kitokito マルシェ初め、まつりなどを紹介しているところがございますけれども、外国人旅行者が滞在しながらこの施設で楽しんでいただければなと企画したところ採択いただいたものでございます。

3月に旧農林省蚕糸試験場新庄市場保存活用計画というものをつくったわけですが、そちらは3月に説明したように、文化庁の補助を申請して整備するんですが、今回整備しようとするのは登録有形文化財となっていない部分の正面入って左側の使われていない宿舎です。あちらをリノベーションしてゲストハウス化していきたいという形でございます。

エコロジーガーデンには大きく2つの事業を考えております。1つはただいま申し上げましたように、ゲストハウス化するためということ。もう1点本庁舎のトイレを洋式化するという、この2つが修繕料という形で行っていく。

もう1点、エコロジーガーデンの案内を外国人目線で強化していく。そのために、案内看板の製作委託料や施設の案内多言語パンフレットという形で、外国人の方にも楽しんでいただけるような整備をしていきたいと考えております。予算の中の備品購入費につきましては、ゲストハウス整備にかかわるさまざまな備品を予算化しているものでございますので、今後整備にしましてはエコロジーガーデンの交流拡大プロ

ジェクトや協力団体の commune AOMUSHI とか、遊び工房さん、kitokito マルシェ実行委員会さんというところといろいろ協議しながら、第4期計画などと一緒にいろいろ検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 大変詳しい説明いただきましたけれども、台湾に行く、台湾インバウンド大変結構だと思いますし、日本ブームで大変いいと思うんですけども、時期いつころなんでしょうか。そして派遣するとどのくらいの規模の人数で行かれるのでしょうか。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 この派遣事業につきましては、秋以降になるかと思えます。規模といたしましては先ほど申しましたように8市町村で連携していきたいと思えますので、今後それぞれ旅館さんとかいろいろなところに声がけをしながら、どのような形で派遣団を構築できるのかということを検討してまいりたいと思っております。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 3回以上いいんですね。（「3回です」の声あり）3回。

人数決まらない、台湾ですね、特定の行政の方々に偏らないで、もう少し広く派遣したらいいかなと思うんです。

いろいろ悩むんですけども、議員の方々とか例えば所属する議員の呼びかけなんかも私は必要ではないかなと思えます。その辺のことをお聞きしたいと思います。

ゲストハウス、これは宿泊は今2棟宿泊施設があるんですけども、その場合の兼ね合いはどうなるんですか。あそこで今宿泊、実際でき

ないでしょう。あそこのほうをてこ入れしてあそこに宿泊するような考えなのか、または宿泊を伴わないゲストハウスなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 プロモーションにつきましては、小嶋議員がおっしゃるように、幅広い形で、できれば民間さんなどにも町村さんから呼びかけていただいて、売り込みのほうですので、していただきたいなと現段階で考えています。

ゲストハウスにつきましてはやはり宿泊できる形にしたいと思っていますので、そちらにつきましては、今の考えの中では恐らく収容人員が6名から8名くらいの宿泊が可能な施設に改修できないかという形に考えておりますので、そこに滞在して、そこも一つの拠点になれるようなそんなゲストハウスを目指していきたいと思っています。

小野周一議長 ほかにありませんか。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） 私もエコロジーガーデン推進事業費についてお伺いしたいと思います。

今回もゲストハウスということで、6名から8名の方が宿泊できる施設だということなんですけれども、私も前から質問していますように、あそこ水回りがちょっと弱いのかなと思っていますけれども、その水回りの確保とかしっかり計画なさっているのか。そしてまた、もしこれをゲストハウスとすればこれから入札もかかると思うんですけれども、どれくらいの時期に開設してやるのか。また、これは設計もある程度いろいろな方ができるわけでもなく、有形文化財の保護から関しましてもマッチするようなやり方、マッチするような風景が必要だと思いますけれども、それはどのように考えているのか

もお聞きします。

また、ゲストハウスができれば他団体とも連携が必要だと思います。というのは、雪が降ったときに、今回いろんなところで雪関係の事業がありますけれども、あそこに泊まっていたら雪関係の事業に行くと思います。そういうことを民間のほうでもするような考えがあると思います。そういうことを今から考えておいて頭に入れておかないと、せっかくなつくたゲストハウスも入っていただけないと思うんです。そういう考えを今から考えておく必要がありますけれども、その3点についてお伺いします。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 ゲストハウスの水回り等ということで、水環境ということでは宿舎として使われていたところでございますので、そこを改修しながら使い勝手のいいものにしていきたい、これは当然考えております。

景観のマッチということでございますけれども、有形登録文化財となっておりますものはまた別の部分ですので、あくまで内装の宿泊機能をリノベーションしていこうということでございますので、大きく外観が変わるということではなく、あの風景にそのままマッチするのではないかなと思っています。

最後に、使用に関して他団体とさまざまな連携ということでは、さっき申し上げましたように、エコロジーガーデン交流拡大プロジェクトとか、commune AOMUSHI とか、そういった協力団体がありますので、そういったところと連携を図っていければいいのかなと考えておりますので、そうしたことで魅力を高められるようにしていきたいと考えております。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） わかりました。

それと宿泊施設ということになりますと、あ

そこをどういうふうに運営するのか非常に大切だと思えます。というのは、結局泊まれば掃除したりとかしなきゃいけないでしょうし、もしかしたらあそこで管理なさっている方が今お一人ですので、あの方に全てやっていただくのは非常に無理なんだなと思えますけれども、そういう計画も既に今の段階でかけているのか。もしかけてなかったら、ちゃんとしっかりしたそういうものをしていかないといけないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 このたび、この交付金をいただいたことによって、このような計画ができましたので、同時に今佐藤議員がおっしゃったように、ルールづくりというのが必要になってくるんだろうと思えますので、そののころもあわせて検討していきますので、今現在明確になっているのではなくて、しっかりとルールづくりをしていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

6 番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

6 番(佐藤卓也議員) これからせっかくいいゲストハウスをつくっていきますので、民間でも結構いいゲストハウスをつくって若者が集まるような場所をつくっておりますので、ぜひそのようなすばらしいものにつくっていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

小野周一議長 ほかにありませんか。

7 番(今田浩徳議員) 議長、今田浩徳。

小野周一議長 今田浩徳君。

7 番(今田浩徳議員) 農業振興行政事業費そばまつりについてお伺いしたいと思いますけれども、この事業費の歳出のところで額が大きくなりました。前回の質問のときにもお伺いしたんですけれども新庄市を出たところでそばのP

Rであったり、そういうPRをするということをお伺いしましたけれども、この予算の中での今後のそういう出先であったり計画、また通常行われているそばまつりの内容であったりなどをどのように変えていくのかをお伺いしたいと思います。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 新庄そばまつりの祭り自体の運営の負担金については当初予算でいただいておりますけれども、今回400万円ちょっとというところでの歳出予算を組ませていただきましたが、その内訳としましては、一つにそば釜を購入するところが246万円と見込んでいます。そのほか、関東での全国的なそばイベントにこしも参加するというのと、関東圏でのそばのPRをする場所でのイベントの参加ということで、これについては136万9,000円というところで見込んでいます。

そういうところで、新庄産のそばをお土産にして、乾麺になりますけれども、それを商品開発できないかというところで、これについてそういった小売商品の開発事業費ということで21万円ぐらいですけれども、予定しているところでございます。合わせて445万円というところで歳出見込みを組んでいるところでございます。

7 番(今田浩徳議員) 議長、今田浩徳。

小野周一議長 今田浩徳君。

7 番(今田浩徳議員) ありがとうございます。

PRする機会をどんどんふやしてもらうことは大変いいことだと思いますし、そば釜をつくるというか、仕入れるということで新たな規模拡大、顧客拡大に、そばまつりでのお客さん集客につながると思いますので、その辺はしっかりやってほしいと思います。

乾麺の開発等お伺いしましたけれども、下の

ほうにある6次産業化というところにもありますので、できればそういうところとタイアップして希望する生産者、農家さんとか業者さんがいたらぜひそういうところの声がけなどをしていただいて、より強固なものにしていただければいいかと思えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 今田議員おっしゃるとおり、6次産業化の推進事業のところでもございますけれども、今後ネットワークの構築でありますとか商品開発、いいにゃブランドも立ち上げましたけれども、その販売戦略というところもこの事業の中に入ってございます。そういったところとあわせて、先ほどのそばの乾麺なども含めましてPRしていきたいと考えてございます。

小野周一議長 ほかにありませんか。

2番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2番(叶内恵子議員) 6項3款の6次産業化事業費について伺いたいと思います。

今年度、29年までに新庄市のブランドを確立するために、確立として認証制度確立期間として27年からことしまで期間をとっているかと思えます。地域のブランドを確立するというのは本当になかなか容易なことではないんですが、ブランド確立した後の自治体の状況を見ますと、大変成功しているなというところが見受けられると、これは本当にすごいなと市中にお金が回り始めるのを見ることができます。

認証制度の確立ということで、今どういった方向に行つてどの程度まで進んでいるんでしょうか。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 認証制度というところでは、

いわゆるJASとかGAPの話でしょうか。そこら辺、わかりません。

2番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2番(叶内恵子議員) ブランド認証基準を設けるとしていらっしゃると思うんですね。そのブランド認証基準をどういう方向で今進めているいらっしゃるのだろうかと思ひまして。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 新庄いいにゃ風土ということでやってございますけれども、どちらかというところと今までのパッケージよりも都会向け、若者向け、小家族向けというところに進んでいくのかなと思つてございます。

ただ、これにつきましても今後消費者を対象とした求評会等で、ある程度の売れ筋なども考慮しながら変えていく必要があるかと思ひますので、全く固定的にブランドを決めてしまうということではなくて、ある程度変化を持たせたところでの柔軟性も持っていかなければならぬのかなと思つているところでございます。

2番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2番(叶内恵子議員) いいにゃブランドはブランド名ですか。それともその認証制度に、認証制度って思うのは例えばHACCPとかそういったJASとか、北海道であれば十勝帯広では北海道HACCPという認証制度を設けて、十勝だけのものを使って全て小麦粉から何から使つてという認証基準を設けて進めているんですね、6次産業化を。そういう観点から見てどうということなのかなという質問です。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 HACCPの件もございましてけれども、全国的なところありますとGAPというところ、東京オリンピックを見据えた

認証基準というところで最近話題となっているところがございますけれども、そういったところの基準につきましては、いろいろな農薬のところでもありますか農薬の管理でありますとか、生産者のところでの基準とかもございまして、今のところ6次商品化で取り入れていくかどうかはまだ決めているところではございません。

小野周一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第30号平成29年度新庄市一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第31号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

閉 会

小野周一議長 以上で、今期臨時会の日程は全て終了いたしましたので、閉会いたします。

大変御苦勞さまでございました。

午後2時46分 閉会

新庄市議会議長 小野周一

新庄市議会前議長 清水清秋

会議録署名議員 小関 淳

〃 〃 石川正志